

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画鳥飼六丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	鳥飼六丁目地区地区計画
位 置	福岡市城南区鳥飼六丁目の一部
面 積	約 0.7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 <p>本市の都心部から南西へ約2 kmに位置する「鳥飼六本松地区」は、区役所を始めとする行政サービス機能が集積した鳥飼地区と、主要幹線道路の交差点を中心として商業・業務機能が集積した六本松地区が有機的に結合した交通利便性の高い地区であり、本市の『地域中心』として位置づけられている。</p> <p>城南区役所の至近に位置する当地区は、都市計画道路「鳥飼七隈線」(幅員18 m)と市道「鳥飼藤崎線」(幅員10 m)に面した交通利便性の高い地区であり、地区周辺には、商業・業務施設や文教施設並びに大型団地等が存在しており、今後も商業・業務施設を主体とした機能の集積が見込まれる。</p> <p>このため、周辺の文教施設等の環境に配慮した健全な商業・業務施設の誘導を行うとともに、歩行空間の向上に配慮した良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針 <p>幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した健全な利便施設等の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針 <p>周辺の文教施設等に配慮した健全な商業・業務施設の誘導を行うため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>また、狭小敷地の共同化の促進と、歩行空間の向上に配慮した市街地環境の形成を目的として、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。</p>

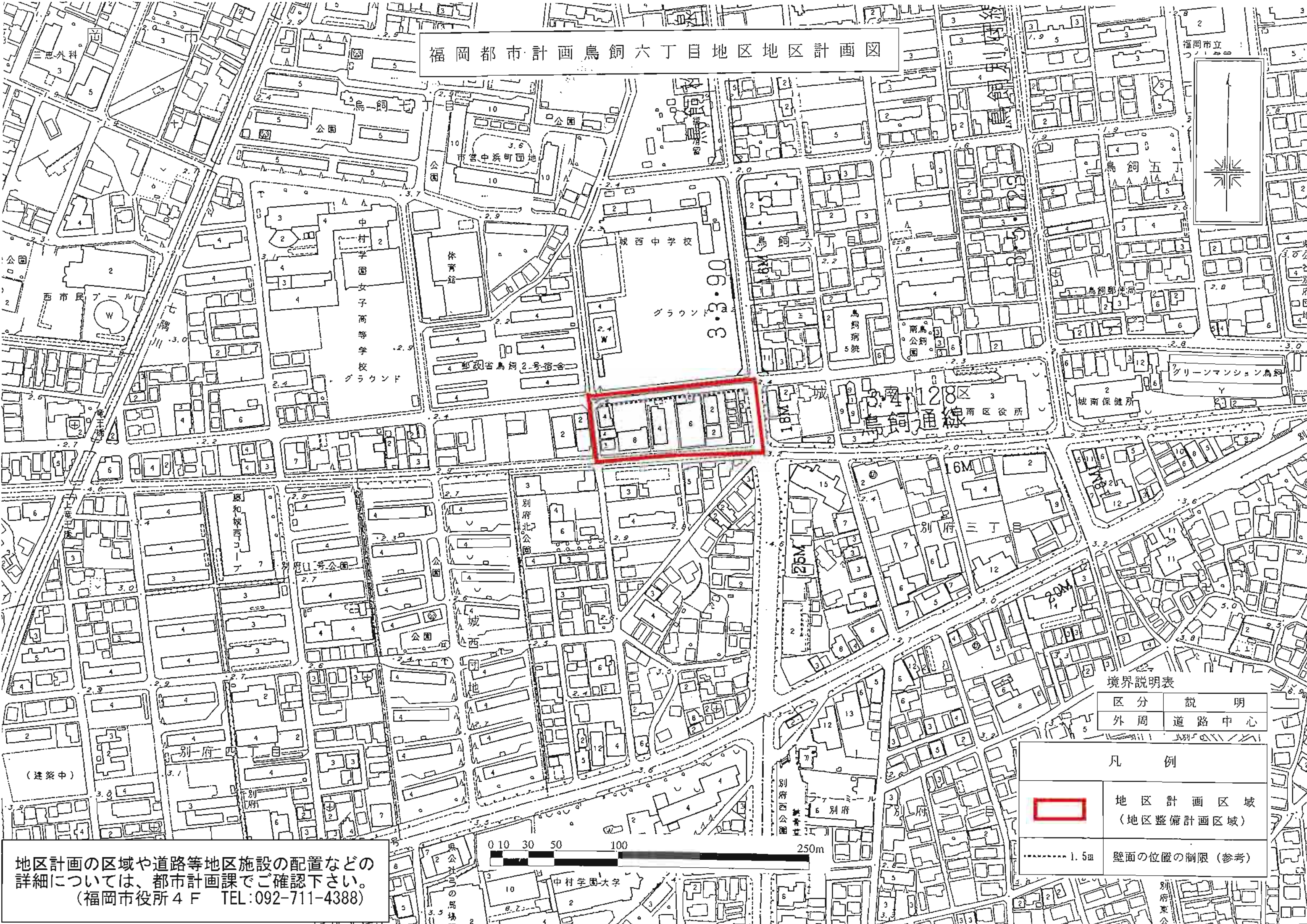
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	次に掲げる要件を満たす建築物以外にあっては、10分の20とする。 1) 「鳥飼藤崎線」に面した建築物にあっては、建築物の敷地面積が200㎡以上で、かつ同線との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離が、1.5 m以上であること 2) その他の建築物にあっては、敷地面積が200㎡以上であること

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する壁面の制限位置は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。



福岡都市計画鳥飼六丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
外周	道路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	壁面の位置の制限 (参考)

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

